

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和6年8月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和6年8月2日	小池裕康	KOIKE TAXI	輸送施設の使用停止 (20日車)	道路運送法第27条 第3項	令和6年4月24日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2)	2	2	2	2
	福岡県那珂川市	福岡県那珂川市							
令和6年8月2日	有限会社竹松タクシー(法人 番号9310002017341) 代表 者勢戸祥市	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車) 文書警告 文書勧告	道路運送法(以下 「法」)第27条第3項、 法第29条の3	令和5年8月23日、監査実施。11件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)業務の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)、(3)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)全従業員に対する指導監督違反(運輸規則第38条第6項)、(8)運転者等に対する地理、応接の指導監督違反(運輸規則第39条)、(9)指導要領制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(10)指導主任者の選任届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(11)輸送の安全に関わる情報の公表義務違反(法第29条の3)	2	2	2	2
	長崎県大村市竹松本町949 番地1	長崎県大村市竹松本町949 番地1							